

## 習志野市学校給食センター建替事業 基本協定書（案）

習志野市学校給食センター建替事業（以下「本事業」という。）に関して、習志野市（以下「甲」という。）と〔 〕グループを構成する法人（構成員（〔代表企業名〕（以下「代表企業」という。）、〔構成企業名〕及び〔構成企業名〕をいう。以下同じ。）及び協力企業（〔協力企業名〕及び〔協力企業名〕をいう。以下同じ。）をいう。以下総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が本事業を遂行することのみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社（以下「SPC」という。）と甲との間の事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務について定めることを目的とする。

### （甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の入札手続における習志野市学校給食センター建替事業事業者審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。ただし、かかる要望事項が、要求水準書、入札説明書及び入札説明書等に関する質問に対する回答（以下、「要求水準書等」という。）から逸脱している場合を除く。

### （SPCの設立）

第3条 乙は、本協定締結後、平成29年〔 〕月〔 〕日までに、本事業を遂行することのみを目的としたSPCを習志野市内に設立し、その商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを甲に提出する。

2 SPCの発行する株式は全て譲渡制限株式とし、乙は、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

3 SPCの設立にあたり、構成員は必ず出資するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業の終了に至るまで、構成員のSPCの議決権保有割合の合計をSPCの議決権総数の100%とし、代表企業がSPCの株主中で最大の議決権保有割合となるように維持するものとする。

### （株式の譲渡等）

第4条 構成員は、その保有するSPCの株式を第三者（SPCの他の株主を含む。）に

対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 構成員は、前項に従い甲の承諾を得てS P Cの株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。
- 3 構成員は、S P Cの設立時及び増資時において、別紙の様式による誓約書を甲に提出し、また、構成員以外のS P Cの株主をして提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、S P Cをして、次に掲げる業務を次に掲げる相手方に、それぞれ委託させ又は請け負わせるものとする。

- (1) 設計に係る業務： [                    ]
- (2) 建設に係る業務： [                    ]
- (3) 工事監理に係る業務： [                    ]
- (4) 調理設備の調達・調整・設置に係る業務： [                    ]
- (5) その他施設整備に係る業務（第1号から第4号に掲げる業務を除く。以下同じ）： [                    ]
- (6) 開業準備に係る業務： [                    ]
- (7) 維持管理に係る業務： [                    ]
- (8) 運営に係る業務： [                    ]

- 2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項に定める設計、建設、工事監理、調理設備の調達・調整・設置、その他施設整備、開業準備、維持管理及び運営の各業務を受託する者又は請け負う者とS P Cとの間で係る各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後速やかにその契約書の写しを甲に提出するものとする。
- 3 乙のうち第1項によりS P Cから設計、建設、工事監理、調理設備の調達・調整・設置、その他施設整備、開業準備、維持管理及び運営の各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。また、乙は、乙以外のこれらの業務を受託し又は請け負った者をして、受託し又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、本協定締結後、平成29年 [   ] 月 [   ] 日を目途に、甲とS P Cとの間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。

- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について習志野市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 前二項の定めにかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、本事業の入札手続に関し、乙のいずれかが次の各号に該当するとき（該当することとなった者を、以下本条において「該当者」という。）、甲は、事業契約に関して仮契約を締結せず、又は本契

約を成立させない。

- (1) 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙のいずれか等」という。）に対して行われたときは、乙のいずれか等に対する命令で確定したものをいい、乙のいずれか等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれか等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当する者であるとき。
- (4) 乙のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (5) 入札説明書に定める参加資格（以下「参加資格」という。）の全部又は一部を欠いたとき。

- 4 前項の場合、該当者は、甲に生じた損害を賠償するものとする。また、乙のいずれかが前項第1号から第4号に該当することとなった場合、該当者は、甲の請求があり次第、本事業の入札金額（消費税額を含む。）の10パーセントに相当する金額の違約金を甲に支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金は損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、甲は、その部分について該当者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- 5 第3項第5号の定めにかかわらず、事業契約の本契約の締結までの間に代表企業以外の乙の構成員、又は乙の協力会社が参加資格を欠くに至った場合で、乙が参加資格を欠いた者に代えて、参加資格を有する構成員、又は協力企業を補充し、甲が参加資格等の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をき

たさないと判断したときは、甲は、事業契約の仮契約を締結し、又は本契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成員、又は協力会社の参加資格を確認する基準日は、当初の構成員、又は協力企業が参加資格を欠いた日とする。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果をSPCに引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合における処理)

第8条 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第4項に規定する違約金を除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。但し、乙が正当な理由なく事業契約の仮契約を締結しない場合には、乙は、甲に対して、本事業の入札金額（消費税額を含む。）の10パーセントに相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金は損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、甲は、その部分について乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる乙の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本協定内容及び本事業に関し相手方から秘密であることを明示して開示された情報を、情報を開示した当事者（以下「情報開示者」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示せず、かつ本協定の目的以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する秘密情報については、適用されない。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

3 甲及び乙は、第1項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当該目的に合理的に必要な限度で、情報を開示し、使用することができる。

(1) 弁護士その他本事業に関わる当該当事者のアドバイザー及び金融機関に対し、本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合

(2) 裁判所により開示が命ぜられた場合

- (3) 法令に基づき開示が要求される場合
- (4) 甲が習志野市情報公開条例に基づき開示を求められた場合
- (5) 甲が習志野市議会に開示する場合
- (6) 甲が落札者決定結果、及び本協定、事業契約の締結の事実を一般に開示する場合

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日から事業契約において規定された本事業の事業期間が終了する日までとする。

2 甲が、事業契約の締結に至る可能性が無い又は著しく低いと判断し、その旨を代表企業に通知した場合、かかる通知がなされた日をもって、本協定は乙のいずれとの関係でも終了するものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、第6条第4項、第8条、第9条及び第11条の効力は、本協定の終了後もなお有効に存続するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は千葉地方裁判所とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議により解決するものとする。

以上を証するため、本協定を〔 〕通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号  
習志野市  
習志野市長 印

(乙) 代表企業  
所在地  
商号又は名称

代表者名 印

構成員  
所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

構成員  
所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

協力企業  
所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

協力企業  
所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

## 別紙 出資者誓約書の様式

平成 年 月 日

習志野市

習志野市長 [ ] 様

### 出 資 者 誓 約 書

習志野市と〔代表企業名〕、〔構成員名〕、〔構成員名〕、〔協力企業名〕及び〔協力企業名〕の間において、平成〔〕年〔〕月〔〕日付で締結された習志野市学校給食センター建替事業基本協定書（その後の変更及び修正を含み、以下「本協定」といいます。）に基づき、〔SPC名〕（以下「SPC」といいます。）の株主である当社らは、本日付をもって、習志野市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本協定に定めるとおりとします。

#### 記

- 1 SPCが、平成〔〕年〔〕月〔〕日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 SPCの本日現在における発行済株式総数は〔〕株であり、うち〔〕株を〔〕が、〔〕株を〔〕が、及び〔〕株を〔〕が、それぞれ保有しており、事業契約期間中において、習志野市の事前の書面による承諾なく、出資比率を変更しないこと。
- 3 SPCの本日現在における株主構成は、本協定における構成員により前議決権が保有され、かつ、本協定における代表企業である〔 〕の出資比率が株主中最大となっていること。
- 4 当社らは、事業契約の終了までの間、SPCの株式を保有するものとし、習志野市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等により包括承継させることを含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有するSPCの株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、習志野市の事前の書面による承諾を受けて行うこと。

- 5 当社らは、習志野市の事前の書面による承諾を受けた上で、当社らが保有する S P C の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに習志野市に対して提出すること。
- 6 当社らは、事業契約に規定される解除原因が発生している又は発生するおそれがある等、習志野市が本事業の遂行状況に問題が発生していると判断した場合、習志野市の要求に従って、習志野市と S P C との協議に参加し、S P C に関する情報を習志野市に提供すること。
- 7 当社らは、事業契約上の習志野市と S P C の債権債務関係が終了してから 1 年と 1 日を経過するまで、S P C について、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立を行わないこと。
- 8 当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、習志野市の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。

所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

所在地  
商号又は名称  
代表者名 印